

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付

入学（就職）前の借入申込みについて

1 提出書類

①借入申込時には、以下の書類を提出する。（貸付審査後、貸付けの仮決定）

本来、提出いただくべき書類	提出書類（入学または就職前の借入申込みの場合）
【進学者】大学等に在学していることが確認できる書類（在学証明書等）	受験票の写し （入学試験に合格している場合は、合格通知書の写し）
【就職者】就職していることが確認できる書類（雇用証明書等）	雇用予定証明書、採用内定通知書等
【家賃支援費借入れ】1か月ごとの家賃の額が確認できる書類（賃貸契約書の写し）	転居予定先の住所及び金額（見込み）が確認できる書類 （賃貸住宅業者のホームページ等から印刷したもので可）

②進学（就職）先及び転居先が確定後、速やかに、以下の書類を提出する。（確認後、貸付けの決定）

- 1) 進学（就職）先等確定にかかる申請書（進学：様式21-1、就職：様式21-2）【借入申込者→施設等→県社協】
- 2) 進学（就職）先等確定にかかる意見書（進学：様式22-1、就職：様式22-2）【施設等→県社協】
- 3) 合格通知書の写し【進学者の場合】
- 4) 賃貸契約書の写し【家賃支援費借入れの場合】
- 5) 措置解除決定通知書の写し（決定後、速やかに提出すること）

※仮決定を受けた借入希望期間や月額を上回る場合は、改めて貸付審査を行う。

③貸付決定後、以下の書類を提出する。

- 1) 借用証書、口座振込依頼書、通帳の写し
- 2) 入学後、「在学証明書」（就職後、「雇用証明書」）→確認後、送金

2 手続きの流れ

手続きの流れ	提出書類			
	大学等に在学していることが確認できる書類	就職していることが確認できる書類	1か月ごとの家賃の額が確認できる書類	その他
借入申込み ↓ 貸付審査（運営委員会） ↓ 貸付けの仮決定 ↓ 進学（就職）先及び転居先の決定 （「合格」と「賃貸契約」の確認） ↓ 貸付決定 ↓ 借用証書作成 ↓ 送金	受験票の写し 在学証明書 ※2	雇用予定証明書 雇用証明書 ※2	転居予定先の住所及び金額（見込）が確認できる書類 賃貸契約書の写し	進学（就職）先等確定にかかる申請書（様式21-1、21-2） 進学（就職）先等確定にかかる意見書（様式22-1、22-2） 措置解除決定通知書の写し※1

※1 借入申込時に「措置解除決定通知書の写し」を提出していない場合は、決定後、速やかに提出していただきます（措置解除の翌月以降が貸付対象）。

※2 入学（就職）後、在学証明書（雇用証明書）を提出していただいた後、送金を開始します。